十　陸上空港にあつては、滑走路、着陸帯、滑走路端安全区域、誘導路、誘導路帯、エプロン並びに滑走路、誘導路及びエプロンの強度に影響を及ぼす地下の工作物について、次の性能を有するものであること。

イ・ロ　（略）

ハ　滑走路端安全区域

(1)　自重、土圧、地震動、水圧、波浪等による損傷等が当該施設の機能を損なわず、継続して使用することに影響を及ぼさないこと。

(2)　自然状況、利用状況その他の当該施設が置かれる諸条件を勘案して、適当な表面を有すること。

ニ　（略）

ホ　誘導路帯

(1)　自重、土圧、地震動、水圧、波浪等による損傷等が当該施設の機能を損なわず、継続して使用することに影響を及ぼさないこと。

(2)　自然状況、利用状況その他の当該施設が置かれる諸条件を勘案して、適当な表面を有すること。

ヘ　（略）

ト　滑走路、誘導路及びエプロンの強度に影響を及ぼす地下の工作物

自重、土圧、地震動、水圧等による損傷等が当該施設の機能を損なわず、継続して使用することに影響を及ぼさないこと。

十一　陸上ヘリポートにあつては、次の表に掲げる規格に適合した滑走路及び着陸帯を有するものとし、誘導路を設ける場合には、次の表に掲げる規格に適合した誘導路を有するものであること。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

区分		設置基準
（略）		
帯陸着及び路走滑	最大縦断勾配	二パーセント
	最大横断勾配	二・五パーセント
（略）		
誘導路	最大縦断勾配	三パーセント
	最大横断勾配	三パーセント
（略）		

七　陸上空港にあつては、滑走路、着陸帯、誘導路及びエプロンについて、次の性能を有するものであること。

イ・ロ　（略）

（新設）

ハ　（略）

（新設）

ニ　（略）

（新設）

八　陸上ヘリポートにあつては、次の表に掲げる規格に適合した滑走路、着陸帯を有するものとし、誘導路を設ける場合には、次の表に掲げる規格に適合した誘導路を有するものであること。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

区分		設置基準
（略）		
帯陸着及び路走滑	最大縦断こう配	二パーセント
	最大横断こう配	二・五パーセント
（略）		
誘導路	最大縦断こう配	三パーセント
	最大横断こう配	三パーセント
（略）		